

## 長岡京市境界確定申請及び証明書交付要領

### (目的)

第1条 この要領は、長岡京市が所管する道路、法定外公共物及び公園（緑地）（以下「公共施設」という。）に関する境界確定及び証明書に関する事務について、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 「境界確定」とは、公共施設とこれに隣接する土地（以下「申請地」という。）との境界（管理区域を含む）について、市長、申請地所有者及び関係者（市長が、立会の必要があると認めた隣接地所有者、対側地所有者及び地元関係者等）が協議し、書面をもって明らかにすることをいう。

### (申請書)

第3条 境界確定を申請する者（以下「申請者」という。）は、市長に様式第1号の境界確定申請書（以下「申請書」という。）を1部提出するものとする。

2 申請書には、申請書裏面に記載されている書類を添付すること。

### (申請者)

第4条 申請者は、公共施設の隣接土地所有者とする。ただし、次の各号に該当する場合は、それぞれ各号に定めるところによるものとする。

- (1) 共有地の場合は、共有者全員とする。
- (2) 土地所有者が死亡している場合は、相続人全員とする。
- (3) 法人が土地所有者の場合はその法人の代表者とする。ただし、法人が解散又は破産している場合は、清算人又は管財人とする。
- (4) 土地所有者が未成年者及び成年被後見人の場合は、土地所有者名を記して法定代理人が併記押印し、証明書を添付して申請できるものとする。
- (5) 国、地方公共団体、その他市長が認める公的機関については、土地所有者に代わって行なうことができる。
- (6) その他市長が必要と認める者

2 境界が確定するまでの間に、申請地の所有者が変更された場合は、申請者（土地所有者）変更届（様式第4号）を提出すること。

(代理人の選任)

第5条 申請者は、代理人を選任することができる。この場合、申請者は委任状(様式第2号)を申請書に添付しなければならない。

2 代理人は、土地家屋調査士、測量士及び測量士補とする。ただし、市長が特別に認めた場合はこの限りではない。

(申請書の審査)

第6条 第3条に規定する書類が提出されたとき、当該書類の審査を行い、不備があれば申請者に補正を求めるものとする。

(現地立会)

第7条 境界確定について、市長、申請者及び関係者は、資料等に基づき、原則として現地で立会うものとする。ただし、既存資料と現地の状況から境界が明らかな場合は省略できる。

2 前項に規定する現地立会を行うときは、申請者が事前に日時及び場所について関係者と調整するものとする。

3 現地立会の欠席者への対応は、申請者が行うこととする。

(境界標の設置)

第8条 申請者は、境界が確定した場合、現地において境界標を設置しなければならない。

2 前項の規定による境界標は、原則として市指定の境界標とする。ただし設置が困難又は不相当であるときは、鋳、ペンキ及びその他適当な方法をもって、これに代えることができる。

(境界確定図の作成)

第9条 申請者は、現地立会等の後、境界を明確にするために境界確定図を提出し、市長の確認を得なければならない。

2 前項の図面は市担当者と事前に調整のうえ、道路、法定外公共物及び公園(緑地)でそれぞれ作成すること。

3 提出部数は3部とする。なお、うち1部は副本として申請者に返却する。

(境界の同意)

第10条 前条の確認を得たとき、申請者は同意書(様式第3号)を1部提出するものとする。

(申請書の取り下げ)

第 11 条 申請者より境界確定申請取下願(様式第 5 号。以下「取下願」という。)が提出された場合、又は次の各号にあっては取下願が提出されたものとみなし、申請書は処分する。ただし、申請書を保留すべき事情がある場合は、この限りでない。

- (1) 申請日より 1 年を経過しても立会が成立しない場合
- (2) 立会日より 6 ヶ月を経過しても境界確定図の提出がない場合

(境界確定図の閲覧および証明書の交付)

第 12 条 境界確定図は何人も閲覧することができる。

2 次の各号に定める者は証明書の交付を受けることができる。

- (1) 隣接土地所有者
- (2) 国、地方公共団体、その他市長が認める公的機関
- (3) 第 5 条に規定する代理人

3 証明書の交付を受けようとする者は、証明書交付申請書(様式第 6 号)を提出するものとし、長岡京市手数料条例第 2 条第 1 6 号に基づき手数料を納付しなければならない。

4 新規の境界確定図の証明書を受けようとする場合は、証明を受けようとする図面を申請人が用意するものとする。

(定めなき事項)

第 13 条 この要領に定めなき事項は、市長と協議するものとする。

附 則

1 この要領は令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

2 法定外公共用財産境界確定事務処理要領(平成 1 7 年 4 月 1 日)は廃止する。